相模原市障害福祉事業所協会　旅費・慶弔費等内規

１．旅費

　　　協会役員又は協会選出代表者として会議・大会・行事等に出席した場合には、請求に基づき、次の通り協会より支出することができる。但し、交通費については市外の場合のみとし、公共交通機関を利用した場合の実費とする。宿泊費については必要な場合のみ実費支出する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 交通費（市外のみ） | 会費（参加費） | 懇親会費 | 宿泊費 |
| 金　額 | 実費（公共交通） | 実費 | 実費 | 実費 |

２．慶事

　　　協会会員事業所関連の周年祝・新規事業所開所・表彰等の祝会又は市内外関係団体の慶事祝会への招待が協会宛あり、会長等が出席する必要がある場合には、次の通り祝金を協会から支出することができる。出席できない場合には祝電等必要に応じて対応する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 祝金（出席の場合） | 備考 |
| 金　額 | 5千円 | 出席できない場合は祝電等適宜対応 |

３．弔事

　　　当協会会員事業所の現役所長・施設長等の弔事の場合には、次の通り香典等を協会から支出することができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 香典 | 備考 |
| 所長・施設長等 | 本人 | 1万円 | 特に必要と認める場合は生花等 |
| 協会前・元会長 | 本人 | 1万円 | 特に必要と認める場合は生花等 |
| 関係団体 | 代表者 | ― | 弔電、特に必要と認める場合は香典（5千円） |
| その他 |  | ― | 弔電、特に必要と認める場合は香典（5千円） |

４．見舞

　　　会員事業所が自然災害や火災等で甚大な被害を受けた場合、その原因や被害状況に応じて協会から見舞金を支出できるものとする。また、日本国内で大規模広域自然災害が発生した場合、その被害状況等に応じて協議の上、一定額を義援金として協会から支出することができる。

附則

　　　特に必要と認める場合の判断及びここに定めの無い事態については、役員において協議し決定の上、定例会にて報告する。また、この内規は相模原市知的障害福祉協会においても準用する。

　　　この内規は、平成３０年１２月１２日から施行適用する。